

2026-2028 年度課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」に係る参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は障害者団体及び障害関連団体、障害者の社会参加支援を担う行政機関に所属する障害当事者リーダーを対象に研修員のそれぞれの国において障害者権利条約の実践に貢献できるよう、障害者リーダーとしての能力が強化され、障害者権利条約の実践のための具体的方法について学ぶことを目的として研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人（NPO 法人）DPI（障害者インターナショナル）日本会議（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。特定者は、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する障害当事者団体です。特に障害者の自立生活促進、権利擁護、アクセシビリティ改善、権利条約に関する活動等を行い、それらを広く国内外と共有できるマニュアルやノウハウを有しており、障害者運動をけん引してきた実績があります。さらに権利条約批准のための国内法整備や政府報告書審査に向けての平行レポート作成に主導的な役割を果たし、現在もそれを牽引しています。

また、同団体は、国連 ECOSOC 等に対する諮問資格を有する国際障害当事者団体 Disabled Peoples' International (DPI) の唯一の日本組織であり、国際的な障害者ネットワークと条約実施に関する知見に直接アクセスできる立場を有しています。

加えて、2023 年から本研修を担当するとともに、2024 年 2 月に開始した南アフリカ共和国ハウテン州における JICA 草の根協力事業フェーズ 3「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」を実施中であり、本コース帰国研修員との継続的なネットワークを有し、研修事業と草の根事業を連動させながら成果の定着を図ってきた実績を有しています。

さらに近年では、JICA 障害主流化ガイドラインの作成や、ドミニカ共和国、ブラジル、パラグアイ等における途上国政府との政策対話の場に、DPI の障害当事者専門家を派遣しており、障害当事者の視点を国際協力及び政策形成の現場に具体的に反映してきた実績を有しています。

このように、国際的な障害者ネットワーク、権利条約実施に関する知見、JICA 研修事業の実施経験、草の根協力事業との連携実績、及び帰国研修員との継続的関係を一体的に有する団体は他になく、同団体は本研修を効果的かつ継続的に実

施し得る唯一の機関であると想定されます。

上記の理由により、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名：2026-2028 年度課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施回数：2026 年度(1 回)、2027 年度(1 回)、2028 年度(1 回)

なお、2026 年度研修期間は、以下を想定。

遠隔研修：2026 年 9 月中旬から 2026 年 10 月上旬まで 来日前に権利条約に関する基本理解、日本の制度の理解、お互いの国の状況理解等、来日研修を効果的に行うことを目的に実施する予定。

来日研修期間：2026 年 10 月中旬～2026 年 10 月下旬(3 週間程度を想定)

(4) 契約履行期間(全体)：2026 年 8 月中旬～2029 年 3 月下旬

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。なお、契約は単年度ごとに行い、その際、2026 年度の契約は 2027 年 1 月中旬までを予定しています。

(5) 本件については、研修実施経費積上方式にて実施します。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人

情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026年4月24日（金）12:00（正午）まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（様式1）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結	通知日	2026年5月1日（金）

果の通知	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	メール
	請求締切日	2026年5月8日(金)
	回答予定日	2026年5月15日(金)
	回答方法	メール

提出書類：

- (1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- (2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- (3) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課(担当：定家)

電話：03-3485-7661(代表) E-mail: ticthdop@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下としてください。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別添2)のPDFデータのみ(又はメール本文のみ)を送付いただき、資料一式の送付に必要な大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLを希望の旨、一報ください。当該メールを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのID、パスワードをJICA東京から連絡します。同サイトに必要書類を全て格納した後、必ずJICA東京担当者にメールにて一報ください。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- ・JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで)受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2026-2028 年度課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2026 年度に係るものである。2027 年度、2028 年度については、別紙1「業務仕様書」1 業務内容を参照。

1. 研修コース概要

(1) 課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」

(2) 全体受入研修期間（予定）

・遠隔研修：2026 年9月中旬～2026 年10月上旬

（来日前に権利条約に関する基本理解、日本の制度の理解、お互いの国の状況理解等を行い来日研修を効果的に行うことを目的に実施する予定。）

・来日研修期間：2026 年10月中旬～2026 年10月下旬（3週間程度を想定）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：5(国別上乗せ含む)

2) 研修対象国：タイ(1)、パレスチナ(1)、南アフリカ共和国(課題別1、国別上乗せ2)※()内は人数

3) 研修対象組織：障害者団体及び障害関連団体、障害者の社会参加支援を担う行政機関（中央省庁、地方自治体）等

4) 対象者：上記団体や行政機関において、5年以上の活動経験を有し、帰国後も3年以上当該分野に従事する障害当事者リーダー

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

2008 年5月に発効した国連の障害者権利条約は、2025 年10月現在193の国と地域機関で批准されている。しかしながら、多くの途上国では障害者権利条約に則した各種整備が遅れている。WHOによれば、障害者は世界人口の約15%を占めている。その8割は途上国で生活し、内戦や栄養

失調、医療やリハビリの不備等により、その数は増加している。貧困と障害は密接に関連した課題であり、多くの障害者とその家族が貧困に直面している。その原因は、雇用の欠如や権利の剥奪などの制度的な面と、偏見や差別など社会的な面（社会的統合の欠如）の2点に求めることができ、各国内での障害者権利条約の実現は急務となっている。これらの過程においては、障害者自身が意思決定に加わることが重要であり、障害者自らが国内の法律や事業、制度の整備に関わることが求められている。

一方、持続可能な開発目標(SDGs)は「誰もが取り残されない社会の実現」をスローガンに掲げており、その中には障害者も含まれている。この目標達成のためには、開発プロセスへの障害者の参加が不可欠であり、障害者自らが権利条約を実現することが急務となっている。

日本は2014年1月にこの条約を批准したが、署名から批准までの間に国内法制定など当事者によるさまざまな活動

が行われ、現在でも国内法改正に向けて障害当事者及び関連団体が活発に活動を行っている。本案件は1986年以来30年以上の実績を持ち、多くの世界的リーダーを輩出しているが、彼らに続き各国で障害者権利条約を実践できるような新しいリーダーが求められている。

よって本研修は、障害当事者のリーダーとしての能力強化を目指している。具体的には自立生活やインクルーシブ教育、移動権など様々な角度から権利条約の実践例を学び、日本の障害者リーダーとの対話を通じて自らが自国で権利条約を実践できるようなリーダーとしての質の向上を図るとともに、日本の事例を参考としながら、各国の状況に合った障害当事者リーダーの能力を強化する目的で、研修を実施する。

(6) 案件目標

障害権利条約の実践に貢献するための具体的な方法の学びを通じて、障害者リーダーとしての能力が強化される。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 障害者権利条約の核である人権・平等の課題として障害を理解する。
- 2) 障害主流化について学び、障害を取り巻く分野横断的な開発の実践ノウハウを獲得する。
- 3) 「障害と開発」の視点から、自国の障害者権利条約の実践状況及び課題を明らかにする。
- 4) 障害者の政策策定参画および社会参加支援のための取り組みを日本の経験から学び、その実践ノウハウを獲得する。

- 5) 組織の運営方法を学び、自国との比較が行えるようになる。
- 6) 地域的／全国的／国際的ネットワーク構築スキルを身につけ、自国での他組織との連携方法（NGO 組織と政府組織など）について模索する。
- 7) 日本で学んだことを自国における権利条約の実践においてどう生かしていくか、レポートにまとめる。

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 現場視察
- ウ. ワークショップ
- エ. 発表・協議

2) 当機構が実施するプログラム

・集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）：別紙1の1（4）の通り

(2) 業務の概要

「1.（7）単元目標（アウトプット）」が達成できるように、事前課題の導入、遠隔研修、講義内容や視察先選定などを工夫して以下の内容を念頭に研修を実施する。

1-1.各国の障害者権利条約の実施状況に関するレポート発表並びに討議

1-2.障害の需要および同じ障害を持つピアについて理解を深め、エンパワメントを目的としたピアカウンセリングの手法及び活用方法に関する講義及び演習

2-1. 障害と開発の視点と課題（障害者権利条約に基づく社会モデルの理解）に関する講義及び演習

2-2. 虐待、差別と障害（旧優生保護法、虐待防止法）に関する講義

3-1. 障害者権利条約の主な内容と、条約に関する日本の主な取り組み（e.g.自立した生活および地域社会への包容、教育、労働及び雇用）に関する講義

3-2. 障害者制度改革の動向（障害者差別解消法策定含む）に関する講義

- 3-3. 移動権（交通アクセスとユニバーサルデザイン）に関する講義
- 4-1. 障害者の雇用・就労支援に関する講義
- 4-2. 障害のある子どもの教育、インクルーシブ教育に関する講義及び視察
- 4-3. 地方研修：地方自治体の障害者差別解消への取り組み
- 5-1. 地方研修：自立生活センター概要及び当事者団体運営に関する視察
- 5-2. 障害種別研修（精神、知的、視覚、盲ろう、聴覚障害）に関する講義並びに視察
- 6-1. 地方研修：自立生活運動の歴史、自立生活の理念
- 6-2. 差別解消法を実現した障害者のネットワークに関する講義並びに視察
- 6-3. JDF の取り組みに関する講義
- 6-4. 権利委員会審査の理解とロールプレイ
- 7-1. 帰国研修員とのオンライン討議
- 7-2. 将来計画策定に係るワークショップ
- 7-3. レポート作成並びに発表

（3）詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣、見学先等への依頼（教材作成を含めた各種依頼文書の作成・発信を含む）
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認（研修員の障害への合理的配慮についても依頼）
- 6) 介助者を必要とする講師に係る各種調整並びに手配（介助者を含めた移動、宿泊等の手配及び支払い（合理的配慮の提供含む）
- 7) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 8) 講義室及び使用資機材の確認並びに手配
- 9) 講義テキスト、参考資料の選定準備・確認、翻訳、研修員への配布、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告（講師が使用する講義テキスト、配布資料の取り付けを行い、英語翻訳（外注可）し、原則電子データで研修員に配布する。また、必要に応じて、合理的配慮として（研修員からの事前申請に基づき）視覚障害研修員には図や写真の説明を加えた電子データあるいは点字テキストを配布する。）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付

- 1 1) 講師・見学先への手配結果の報告
- 1 2) 研修旅行並びに移動に係る手配（研修員、研修監理員と介助者及び同行者の移動、宿泊等の手配）及び支払い（本来は JICA より指定の旅行会社に依頼するが、本研修においては障害当事者のアクセシビリティの確保、効果的・効率的研修運営の観点から例外として移動及び宿泊に係る手配及び支払いを契約に含める。ただし、研修員の当機構国内機関滞在期間中の宿泊費や本邦滞在期間中の日当は除く。）
- 1 3) 来日前遠隔研修に関する手配（オンデマンド配信の際の動画作成、配信ツールの決定、オンライン研修の際の操作、研修員へのサポートなどの手配）
- 1 4) 手話通訳者（アメリカ手話もしくは国際手話）の手配（研修員に聴覚障害者がいる場合、講義中の情報保証として手話通訳者（アメリカ手話もしくは国際手話）を手配）
- 1 5) JICA 東京その他関係機関及び研修員との連絡・調整
- 1 6) 研修監理員との連絡・調整
- 1 7) プログラムオリエンテーションの実施
- 1 8) 研修の運営管理とモニタリング
- 1 9) 研修員の技術レベルの把握
- 2 0) 研修員の障害理解及び適切な配慮（個別面接や日常の学習状況などを観察し、また研修員からの申し出に応じて合理的配慮を提供）
- 2 1) 各種発表会の実施、討議の先導
- 2 2) 研修員からの技術的質問への回答
- 2 3) 評価会への出席及び実施補佐
- 2 4) 最終総括実施及び研修員のレポートの評価
- 2 5) 閉講式への出席及び実施補佐
- 2 6) 研修監理員からの報告聴取
- 2 7) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 2 8) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 2 9) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 2 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修

効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修旅行並びに移動に係る手配（研修員、研修監理員と介助者及び同行者の移動、宿泊等の手配）及び支払いについて、本来はJICAより指定の旅行会社に依頼しますが、本研修においては障害当事者のアクセシビリティの確保、効果的・効率的研修運営の観点から例外として移動及び宿泊に係る手配及び支払いを契約に含めます。
- (3) 本コースの研修員は全員が障害当事者であることから、同じ立場での助言が重要であるため、業務総括者は障害当事者であることを必須とします。
- (4) 本コースはクロスディスアビリティの理解が必須であるため、講師についても車椅子使用者等に偏らない多種多様な障害当事者講師の選定並びに講義をお願いします。
- (5) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (6) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上